

**全国厚生労働関係部局長会議
【厚生分科会】資料**

平成21年1月20日
大臣官房厚生科学課

(重点事項)

健康危機管理対策の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

(1) 我が国の危機管理体制について

(2) テロ事件発生への対応について

参考資料 1-1	緊急事態に対する初動対処連絡体制図
参考資料 1-2	厚生労働省健康危機管理体制のイメージ図
参考資料 1-3	健康危機管理部会について
参考資料 1-4	健康危機管理支援ライブラリーシステムについて
参考資料 1-5	国内でのテロ事件発生に備えた対応について
参考資料 1-6	炭疽菌等の汚染のおそれのある場合の対応
参考資料 1-7	基本方針（「天然痘対応指針（第5版）」より抜粋）
参考資料 1-8	化学テロ発生時における救助・救急搬送、救急医療体制
参考資料 1-9	NBC災害・テロ対策設備整備事業

(予算概要)

平成21年度厚生労働省科学技術関係予算案について・・・・・・・・・・ 19

(1) 平成21年度科学技術関係予算案について

(2) 厚生労働科学研究費補助金について

参考資料2-1 平成21年度厚生労働省科学技術関係予算額(案)の概要

参考資料2-2 平成21年度厚生労働科学研究費補助金予算額(案)の概要

(重点事項)

健康危機管理対策の推進について

(1) 我が国の危機管理体制について

ア 政府全体の危機管理体制

(参考資料1-1)

政府の緊急事態対処体制は、阪神・淡路大震災以降大規模自然災害を中心に整備されてきたが、様々な緊急事態に対処できる総合的な体制を整備し、事態により柔軟、適切に対処するため、平成15年11月、閣議決定等の現行規定を再編成し、すべての緊急事態を通じた政府としての初動対処体制を明確化した。

(ア) 緊急事態に関する情報集約

関係省庁は、緊急事態及びその可能性のある事態を認知した場合は、直ちに内閣情報調査室へ報告。事態の推移と対処の状況についても適時報告。

(イ) 緊急参集チームの参集及び官邸対策室の設置

内閣危機管理監は、事態に応じ緊急参集チーム（関係省庁等の局長等の幹部）を官邸危機管理センターに緊急参集させ、政府としての初動措置に関する情報の集約等を行うとともに、官邸危機管理センターに官邸対策室を設置。

(ウ) 関係閣僚の協議

政府としての基本的対処方針、対処体制等について、必要に応じ内閣総理大臣又は内閣官房長官と関係閣僚との緊急協議。

(エ) 安全保障会議の開催

武力攻撃事態、武力攻撃予測事態及び重大緊急事態の場合に、国防の基本方針や武力攻撃事態への対処方針について審議。

(オ) 対策本部の設置

政府全体として総合的対処が必要な場合には、関係法令又は閣議決定等に基づき、緊急事態に応じた対策本部を迅速に設置。

イ 厚生労働省における健康危機管理体制

(参考資料1-2)

適切な健康危機管理対策を速やかに講じるため、その基本的な枠組を「健康危機管理基本指針」において定めるとともに、部局横断的な組織である「健康危機管理調整会議」を設置し、次のような対応をとっている。

① 平素の対応

- ・ 健康危険情報の把握に努めるとともに、事件・事故等による突発的な健康危機の発生に備え休日夜間を含めた連絡体制を確立し、内容に応じて健康危機管理実施要領に基づき対応。
- ・ 健康被害が懸念される事案について調整を図るために、調整会議を通じ関係部局間の情報の共有化を図り、必要に応じて国民に情報提供。

② 重大な健康被害が発生し、又は発生するおそれのある場合の対応

(参考資料1-3)

- ・ 健康危機の発生時に、緊急の対応についての知見を得ることを目的として、感染症・食品・水・医薬品の専門家により構成される健康危機管理部会を厚生科学審議会に設置。
- ・ 必要に応じ、厚生労働省に対策本部を設置し、関係部局間の対応調整、関係省庁との連携、広報等を一元的に実施。

ウ 都道府県等における健康危機管理体制

(ア) 健康危機事案が発生した場合に適切に対処するためには、平素から地方公共団体において、次の取組みをはじめとした健康危機管理体制を整備することが重要である。

- ① 他の地方公共団体を含む関係機関及び関係団体等との役割分担を明確化し、必要な連携を図る。
- ② 健康危機事案発生時における被害者に関する情報の収集、管理及び分析等の拠点として、保健所の機能を強化する。
- ③ 健康危機事案発生時に対応できるように、休日夜間を含めた、連絡体制の確立・強化を図る。

(イ) 既に、多くの都道府県等においては、健康危機管理に係る要綱等が作成され、厚生労働省に提供いただいている。厚生労働省では、平成13年3月に、「地域における健康危機管理のあり方検討会」において「地域健康危機管理ガイドライン」を作成したので、当該ガイドラインも参考としつつ、更なる体制整備の推進をお願いする。また、既に要綱等を整備した都道府県等においても、要綱等に基づき危機管理体制が十分に機能するか等を、訓練の実施により検証等を行い、適宜見直しを行われるようお願いする。

(参考資料1-4)

- (ウ) 保健所、地方衛生研究所等を含む都道府県の健康危機管理を担当する部署における健康危機管理業務を支援する「健康危機管理支援ライブラリーシステム」を平成14年度より稼働しているため、本システムを十分活用し、健康危機に対応できるよう体制整備を図られたい。

(2) テロ事件発生への対応について

ア 厚生労働省の対応

(参考資料1-5)

- (ア) 厚生労働省では、かねてより、政府の対応の一環として生物化学テロ対策を進めてきた。

- (イ) 近年の国際的な組織犯罪や国際テロの多発に対して、関係行政機関の緊密な連携を確保するとともに、有効適切な対策を総合的かつ積極的に推進することを目的として内閣に設置された国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部（本部長 内閣官房長官）において、今後の政府のテロ未然防止対策について検討され、平成16年12月10日に「テロの未然防止に関する行動計画」を決定した。

厚生労働省では主に以下の項目について必要な措置を講じている。

① 旅館業者による外国人宿泊客の本人確認の強化等

- ・ 宿泊者名簿の記載事項に外国人宿泊客の国籍及び旅券番号を追加することを内容とする旅館業法施行規則の改正。

(平成17年1月24日公布、4月1日から施行)

- ・ 都道府県等に対し、実態として旅館業を営んでいるウィークリーマンション等の施設が旅館業法上の営業許可を取っていない場合、営業を中止させるか、営業許可を取るべきことを指導するよう求める旨の通知を发出。

(平成17年2月9日実施)

- ・ 都道府県等に対し、旅館等の営業者に外国人宿泊客の旅券の写しの保存を求める旨の通知を发出するとともに、関係業界団体に対して各営業者への周知を依頼。

(平成17年2月9日実施)

北海道洞爺湖サミットを翌年に控え、都道府県等に対し、更なる周知を依頼。

(平成19年10月18日実施)

- ・ 日本国内に住所を有しない外国人宿泊者の理解を得るため、都道府県等に対し、日本語・英語・韓国語・中国語の4カ国語でパスポートの提示及びコピーを義務付けた旨の案内文書を送付するとともに更なる周知徹底を依頼。

(平成20年1月23日実施)

- ・ 北海道洞爺湖サミットを翌月に控え、都道府県等に対し、日本国内に住所を有しない外国人宿泊者に係る宿泊者名簿への国籍及び旅券番号の記載並びに旅券写しの保存等について一層の周知徹底を依頼。
(平成20年6月4日実施)

② 生物テロに使用されるおそれのある病原性微生物等の管理体制の確立

- ・ 医療機関、試験研究機関、公的機関等を対象に、都道府県、政令市、特別区及び省内関係部局を通じて、生物テロに使用されるおそれのある病原性微生物等の保有状況及び管理状況に関する調査を実施。
(平成16年12月調査実施、平成17年3月30日に公表)
- ・ 都道府県、政令市、特別区及び省内関係部局に上記調査結果を情報提供するとともに、管下の機関に対し、本調査結果を踏まえ、既発出の通知の遵守及び病原性微生物等管理マニュアルの整備に努め、病原性微生物等の適切な管理について、一層徹底するよう指導。
(平成17年3月30日実施)

- ・ 生物テロや事故による感染症の発生・まん延を防止するための病原体等の管理体制の確立を図るため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を改正。
(生物テロに利用される可能性の高い感染症の病原体等を保有している者に対し、国に対する届出等を義務付けるとともに、施設設備や取扱に関する基準、病原体等の譲渡の規制、国による報告徴収、調査及び立入検査等に関する規定を設け、違反等に対し行政処分を行い、又は罰則を科すなどの内容。)

(平成18年12月8日公布、平成19年6月1日施行)

- ・ 施行後の書類審査、施設調査を通じて適切な管理について指導等を実施。北海道洞爺湖サミット前に適正な管理の徹底を病原体等の所持者及び都道府県に対して通知。
(平成20年5月13日実施)

③ 爆弾テロに使用されるおそれのある爆発物の原料の管理強化

- ・ 爆発物の原料となりうる化学物質として、事件が頻発し問題となっている過酸化水素製剤について、薬局・薬店や毒物劇物の販売者等に対し、適切な管理と販売を行う旨の指導を行うよう、都道府県に通知。
(平成17年3月29日、平成19年9月14日実施)
- ・ 平成20年9月に発生した皇居に向けた爆発物発射事件の被疑者がインターネット等を利用して、爆発物の原料となる化学物質を大量に購入し、爆発物を製造していた事実が判明したことを受け、爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の指導の徹底について都道府県等に通知。
(平成20年10月17日実施)